

神崎市公告第 56 号

公 告

神崎市生活困窮者自立支援事業委託（公募型プロポーザル方式）について、神崎市財務規則（平成18年神崎市規則第42号）第88条の規定を準用し、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

神崎市長 松本茂幸

記

神崎市生活困窮者自立支援事業委託

1 趣旨

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づき、神崎市でも生活困窮者の自立の促進を図るため生活困窮者自立支援事業を実施する。

この支援事業は、公募型プロポーザル方式で委託業者を選定し、委託により事業を実施する。

2 委託名 神崎市生活困窮者自立支援事業委託

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 事業内容

（1）自立相談支援事業

生活困窮者の相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状況にあった支援計画の作成等を行う。また、必要な支援を総合調整し、その効果を評価・確認しながら相談者の自立までを包括的・継続的に支援を行う。

（2）家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を行う。

（3）子どもの学習支援事業

被保護世帯及び生活困窮世帯のうち健全な育成環境を維持することが困難な世帯の子ど

も及び保護者に対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を行う。

5 対象者

本事業の対象者は、生活困窮者であって、市が自立相談支援事業、家計相談支援事業又は子どもの学習支援事業の支援が必要であると認める者とする。

なお、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

6 参加資格要件

本事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たし、相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できると認められる法人格を有する民間団体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部（ただし、市が行うべき事務を除く。）を委託して実施する。

- (1) 佐賀県に主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 職員の配置は、次の人材を配置し一体的・総合的な支援が展開できること。

① 職員の配置

ア 自立相談支援

生活困窮者に対して、専門的な知識・技術を持った次の職員を配置するものとする。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (ア) 主任相談支援員 | 1名以上 |
| (イ) 相談支援員 | } 1名以上 |
| (ウ) 就労支援員（(イ) 相談支援員との兼務可） | |

イ 家計相談支援

失業や多重・過剰債務等により生活に困窮する者に対して、相談援助や家計、金融等に関する専門的な知識・技術を持った次の職員を配置するものとする。

- | | |
|-------------|------|
| (ア) 家計相談支援員 | 1名以上 |
|-------------|------|

ウ 子どもの学習支援

学習支援対象者の学力等に応じた個別指導する能力を有し、進路相談等に応じることができる知識・技術を持った次の職員を配置するものとする。

- | | |
|---------------|------|
| (ア) 専任職員 | 1名以上 |
| (イ) 補助職員（非常勤） | 1名以上 |

② 職員の要件

ア 自立相談支援

- | |
|-------------|
| (ア) 主任相談支援員 |
|-------------|

主任相談支援員は、次のいずれかに該当すること。

- a. 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者

- b. 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- c. 相談支援業務に準ずる業務として、市長が認めた業務（※1）に5年以上従事している者

※1 業務内容とその実績で個別に判断する。

(イ) 相談支援員

相談支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であること。

(ウ) 就労支援員

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

イ 家計相談支援

家計相談支援員の要件は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (イ) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (ウ) 金融機関に勤務経験を有する者
- (エ) 社会福祉士の資格を有する者
- (オ) 社会保険労務士の資格を有する者
- (カ) (ア)～(オ)までに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者。

ウ 子どもの学習支援

専任職員及び補助職員の要件は、次に該当する者とする。

- (ア) 学習支援対象者の学力に応じた個別指導する能力を有し、進路相談に応じることができる者
- (イ) 教員免許若しくは、それと同等の経験を有する者
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 佐賀県及び神崎市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

8 委託契約額の上限(予算額) 18,700千円(消費税及び地方消費税を含む)

9 実施地域 神崎市内

10 参加手続き等

(1) 募集要領等の配布期間

平成30年1月9日(火)午前9時から同年1月26日(金)午後5時まで(ただし、閉庁日を除く。)

(2) 配布場所

神崎市役所福祉課生活福祉係(神崎市神崎町神崎410番地 本庁1階)及び神崎市ホームページ(<http://www.city.kanzaki.saga.jp>)

(3) 説明会(※希望される場合のみ個別に開催する。)

ア 日時及び場所

日時:平成30年1月29日(月)、30日(火)の2日間を予定

場所:神崎市役所内会議室

イ 参加申し込み

説明会参加を希望する場合は、1月26日(金)午後5時までに団体名、参加者名、連絡先を電話、FAX、電子メールのいずれかで連絡すること。(様式は任意)

(4) 質問の受付及び回答

募集要領等の内容などについての質問は、「質問書」(様式1)により提出すること。

ア 提出方法

FAX又は電子メールによることとし、送信時には下記の提出先へ到達確認の連絡を行うこと。

イ 提出先

〒842-8601 神崎市神崎町神崎410番地
神崎市役所福祉課生活福祉係 電話：0952-37-0110 FAX：0952-52-1120
E-mail:fukushi@city.kanzaki.lg.jp

ウ 回答方法等

参加表明書を提出した全ての者に同書記載の連絡先メールアドレスあて通知する。

11 参加表明書提出

(1) 提出期限

平成30年2月2日（金）午後5時まで
（書留郵便の場合も含め、締切時刻以降は受け付けない。）

(2) 提出先

〒842-8601 神崎市神崎町神崎410番地
神崎市役所福祉課生活福祉係

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

12 企画提案書提出

(1) 提出期限

平成30年2月9日（金）午後5時まで
（書留郵便の場合も含め、締切時刻以降は受け付けない。）

(2) 提出先

〒842-8601 神崎市神崎町神崎410番地
神崎市役所福祉課生活福祉係

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

13 留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。
- (2) 企画提案書等は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
- (4) 委託契約額の上限を超える企画提案書等は、無効とする。
- (5) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (6) 提出された企画提案書の内容は公表しない。

14 プレゼンテーション

(1) 日時：平成30年2月19日（月） 午前9時から

(※詳細については別途お知らせする。)

(2) 場所：神崎市役所本庁3階 3-1会議室

15 審査

提出された企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションの内容について審査を行い、総得点を総合的に勘案して、契約の相手方となる候補者を選定するものとする。詳細については、別添の審査要領のとおりとする。

16 審査結果通知

審査の終了後、すべての提案者に対し、書面により採否に係る通知を行うものとする。

17 契約の締結

(1) 審査の結果、候補者を選定したときは、市は、神崎市財務規則（平成18年3月20日規則第42号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、神崎市財務規則第108条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

18 個人情報の保護

契約を締結した場合、受託者は、神崎市個人情報保護条例（平成18年条例第18号。以下「条例」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとし、受託業務に従事する者又は従事していた者が、当該受託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、条例上の罰則規定（条例第50条及び第51条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第54条）に基づき処罰されることがある。

19 費用負担

説明会への参加、質問書、参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

20 問い合わせ先

〒842-8601 神崎市神埼町神埼410番地

神崎市役所福祉課生活福祉係 電話番号 0952-37-0110（直通）

21 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の内容は公表しない。
- (3) 神崎市生活困窮者自立支援事業委託の詳細については、次の資料を必ず参照すること。
 - ・ 神崎市生活困窮者自立支援事業実施要綱
 - ・ 神崎市子どもの学習支援事業実施要綱
 - ・ 神崎市生活困窮者自立支援事業委託公募型プロポーザル募集要領
 - ・ 神崎市生活困窮者自立支援事業委託仕様書
 - ・ 神崎市生活困窮者自立支援事業委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領
 - ・ 神崎市生活困窮者自立支援事業委託公募型プロポーザル審査要領